

消費者安全情報総括官について

平成20年9月10日

関係府省庁局長申合せ

1. 目的

消費者の安全確保に政府一体として取り組んでいくため、「消費者行政推進基本計画について」（平成20年6月27日閣議決定）に基づき、食品等の摂取、並びに施設及び製品の利用によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報（以下「情報」という。）の集約、共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進する。

2. 消費者安全情報総括官

情報の集約、共有体制の強化を推進するため、以下のとおり関係府省庁において消費者安全情報総括官を選定する。なお、必要に応じ関係府省庁担当官を追加する。

- (1) 内閣府国民生活局長
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局長
- (3) 警察庁刑事局長
- (4) 総務省大臣官房総括審議官
- (5) 総務省消防庁次長
- (6) 文部科学省大臣官房政策評価審議官
- (7) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
- (8) 農林水産省消費・安全局長
- (9) 経済産業省大臣官房商務流通審議官
- (10) 国土交通省総合政策局長

3. 消費者安全情報総括官の業務等

- (1) 各府省庁の消費者安全情報総括官は、それぞれの府省庁内において得られる全ての情報の収集を行うとともに、それぞれの府省庁内で情報共有を図る。
- (2) 消費者安全情報総括官は、随時当該府省庁内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。
- (3) 消費者安全情報総括官による連絡会議（以下「消費者安全情報総括官会議」という。）を適宜開催（内閣府国民生活局が取りまとめにあたる）し、

平時でも情報の共有等を図る。なお、開催にあたっては内容及び参加者等を適宜調整する。

(4) 情報に関し、緊急の対応が必要になり得ると判断される場合には、各府省庁の消費者安全情報総括官は、内閣府及び関係府省庁の消費者安全情報総括官に当該情報を伝達する。

(5) 緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、内閣府特命担当大臣（国民生活）は当該事態に関わる消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び関係大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。

なお、上記招集にあたり、各消費者安全情報総括官は、必要に応じ担当部局の担当官を追加できる。また、必要に応じ関係府省庁等担当官の協力を得る。

■担当部局例

- ・文部科学省スポーツ・青少年局
- ・厚生労働省医薬食品局食品安全部
- ・国土交通省住宅局
- ・外務省経済局 等

(6) (1)～(5)に規定する対応の具体的内容については、(3)に規定する消費者安全情報総括官会議において定める。ただし、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）に基づく対応が適当な場合には、それらに従って対応する。

4. その他

(1) 消費者安全情報総括官会議の下に課長クラスよりなる消費者安全情報総括官会議幹事会を置く。

(2) 事務局は、内閣府国民生活局が担当する。

(3) 「食品危害情報総括官について」（平成20年2月29日関係府省局長申合せ）は、廃止する。

消費者行政推進基本計画（抜粋）
（平成20年6月27日閣議決定）

4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能

(4) 個別作用法の所管

(iii) 「安全」に関する法律については、民事ルールを定める法律は、消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管する。

危害の発生についての報告制度、情報収集、情報分析（商品テストを含む）、危害の発生に即応した司令塔機能、緊急避難措置に関する法律は、

① 消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが決定的に重要であること

② 各府省庁をまたがる横断的な調整が必要であること

などから、消費者庁が所管する。特に、重大事故報告・公表制度については、消費者庁が所管し、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等の分野に広げていくこととする。この重大事故報告・公表制度を含め、消費者庁は、安全に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、情報を早期に発信・公表することなどにより、食品を始めとした消費者の「安全」を確保する。

安全基準の設定については、製造、流通プロセスに関する情報を踏まえることが重要であるが、同時に消費者被害の実態等を反映することが必要であることから、各府省庁が消費者庁に協議した上で決定することを各法律に規定する。

食品安全基本法（平成15年法律第48号）は、消費者が日常的に消費する食品の安全に関する基本法であることから、消費者庁に移管する。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討する。

食品衛生法（抄）

（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）

第六十三条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

消費生活用製品安全法（抄）
（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

（主務大臣への報告等）

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2～3 （略）

（主務大臣による公表）

第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

(危害防止命令)

第三十九条・主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

司法判断の概要

事案の概要

- 平成8年夏に大阪府堺市で発生した病原性大腸菌O157による集団食中毒に関し、厚生省(当時)から原因食材の可能性を指摘されたかいわれ大根生産農家等が「根拠のない公表により売り上げが激減した」として、国に賠償請求を求め、東京と大阪で二つの訴訟を提起(大阪の原告は原因者の可能性を指摘された生産農家であり、東京の原告は風評被害を受けたとするかいわれ協会と第三者生産農家)。

訴訟の経緯

- 東京地裁判決(平成13年5月)においては国の責任は否定されたが、東京高裁控訴審判決(平成15年5月)では国の賠償責任が認められ、大阪地裁判決(平成14年3月)及び大阪高裁判決(平成16年2月)においても国の賠償責任が認められた。これら高裁判決に対し、国が最高裁に上告受理の申立て(行政庁の裁量権に関する過去の最高裁判決との不整合が理由)を行っていた。
- 上記申立てについて、今般(平成16年12月14日)、最高裁において、「当該申立てを受理する理由なし」とする決定が行われ、東京、大阪両高裁の判決が確定。

訴訟における主な争点と司法判断

- ①原因調査報告内容の合理性、②公表行為の正当性の二点が主な争点。
- 上記争点に関する司法判断は、
 - ① 原因調査報告の内容については、
 - ・東京地裁は「過程と結論ともに合理的」との判断。
 - ・東京高裁、大阪地裁は「結論は問題ないが、個々の調査や原因検討が不十分」との判断。
 - ・大阪高裁は「原因調査の合理性・原因推定の妥当性に疑問なしとは言えず」との判断。
 - ② 公表行為の正当性については、
 - ・公表目的については、いずれの判決も国の違法性を否定(国民への情報公開という目的はいずれの判決も認めているが、食中毒の拡大防止という目的については大阪地裁・大阪高裁は否定)。
 - ・公表方法については、東京地裁は「疫学的判断を正確に公表し、混乱防止の一定の配慮もあった」として違法性を否定しているが、その他の判決では、曖昧な公表により誤解を生んだ注意義務違反、過渡的な情報を中間報告の形で記者会見をして公表するほどの緊急性はなかったこと、会見に同席した専門家の「95%以上」の発言がかいわれ原因説を強く印象づけたこと、などを理由として違法との判断。

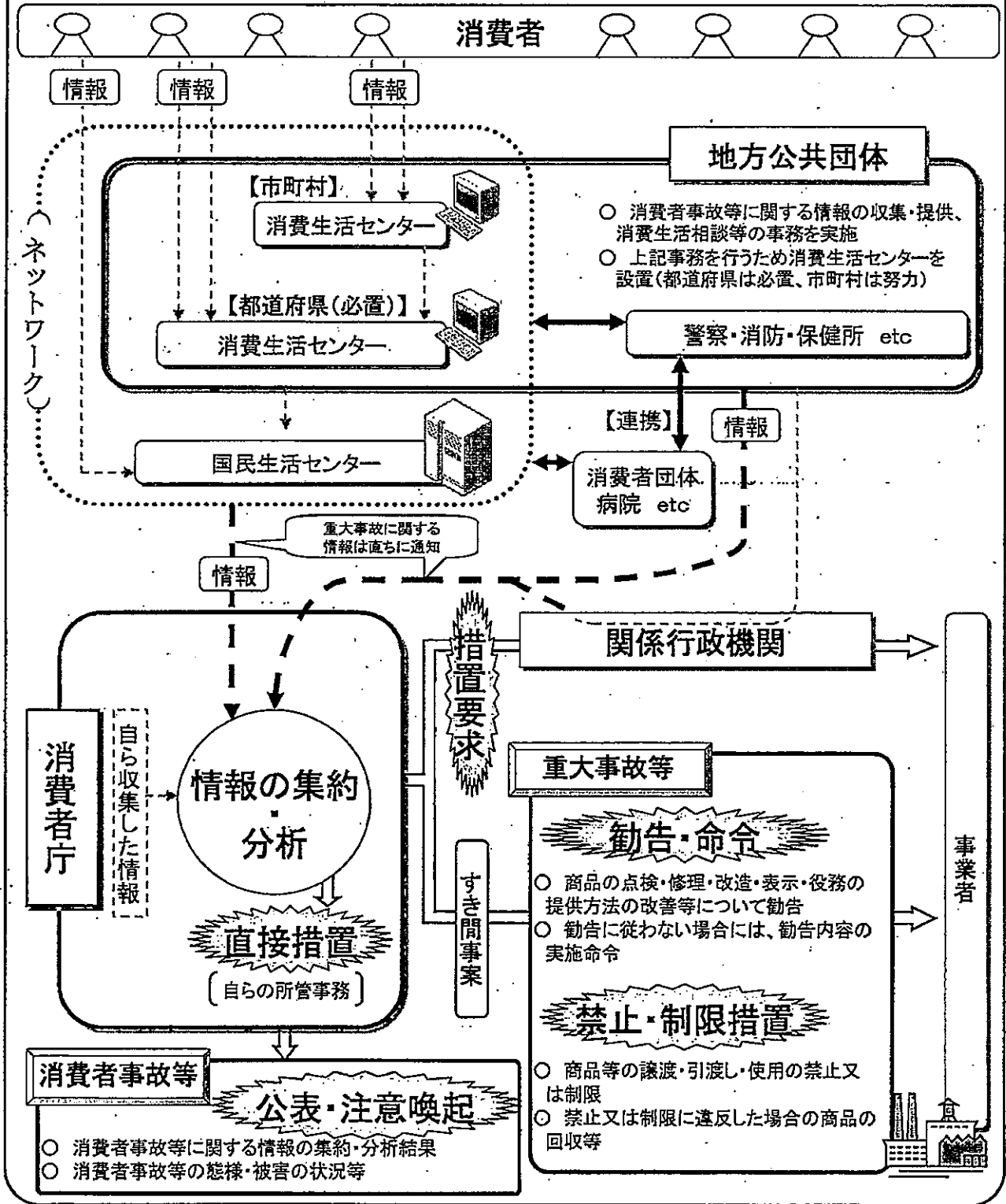
(了)

出典:厚生労働省「食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会報告書」より

注:食品安全基本法は、平成15年5月23日公布、同年7月1日施行。

消費者安全法案の概要

消費者安全の確保に関する基本方針 (内閣総理大臣が策定)



消費者安全法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 基本方針（第六条・第七条）
- 第三章 消費生活相談等
 - 第一節 消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）
 - 第二節 消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）
- 第四章 消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条—第十四条）
- 第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条—第二十二
条）
- 第六章 雑則（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 罰則（第二十七条—第三十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。
 - 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
 - 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）

の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

- 6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

（基本理念）

第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）